

平成22年8月26日

教育委員会第8回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第8回定例会記録

開会年月日 平成22年8月26日(木曜日)

午後 1時30分開会

午後 2時30分閉会

開催の場所 第3・第4議会委員会室

出席委員 5名

委員長 阿部盛男君

委員 鶴岡昭雄君
(委員長職務代行者)

委員 佐藤公美君

委員 津嶋ユウ君

教育長 綿引雄一君

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

事務局 長 今野慶正君

参事
(施設統
推進担
当)

梶原敏彦君

教育総務課 長 吉田祐二君

学校教育課 長

山田元郎君

学校管理課 長 菅原正好君

参事 兼 長

佐藤久君

生涯学習課 長 兼 中央
石巻中館 長
公民館 長

歴史文化資料
展示施設整
備室 長
対策室 長

小畑孝志君

書記

教育総務課 長 佐
補 佐 大崎正吾君
教育総務 課 高橋健之君
主 査

教育総務課 幹
主

岡浩君

付議事件

一般事務報告

・教育長報告

・石巻市教育ビジョン前期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果につ

いて

- ・石巻市立こども園（湊こども園）の設置について
- ・平成22年度教育費に係る9月補正予算要求について
- ・外国語指導助手（ALT）の採用・配置状況について
- ・学校給食費請求事件に係る訴えの提起及び和解について
- ・石巻市総合体育館の指定管理者制度導入について
- ・第1回石巻ふれあいマラソン大会の開催について

審議事項

第36号議案 石巻市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

その他

午後 1時30分開会

委員長（阿部盛男君） ただいまから、平成22年第8回定例の教育委員会を開会いたします。

会議録署名委員の指名

委員長（阿部盛男君） 会議に先立ちまして、本日の会議録の署名委員を指名いたします。
佐藤委員、よろしく願いいたします。

一般事務報告

委員長（阿部盛男君） 本日の案件は一般事務報告が8件、審議事項が1件及びその他となっております。よろしく願いいたします。

それでは、一般事務報告に入ります。

初めに教育長のほうからお願いいたします。

教育長（綿引雄一君） 今日が2学期の始業式であります。大変な猛暑でありましたが、児童生徒や、それから教職員にも、今のところ事故報告がないという状況でほっとしております。特に水の事故、それから中学校の部活や駅伝等の練習での熱中症などが心配されましたが、そのような事故がなく過ぎておりますこと、各学校や家庭での御指導のたまものかなと思って一安心しているところでございます。

1件、携帯電話をめぐる生徒指導の問題について御報告をいたします。

携帯電話のメールに誹謗中傷が書かれまして、それによって集団での暴力事件というのが6月末に2件ほどありました。これは御存じかと思いますが、グリーという掲示板に、そこに、例えばどこの学校のだれが強いとか、あいつはこういうことで生意気だとか、そういうふうな誹謗中傷のようなものが書かれているようであります。そして、けんかをけしかけるといいますか、そして実際に数校の子どもたちが集まってけんかをするということがありました。けんかが始まると、そこに大きなけがをする前に仲裁に入るという者もおりまして、ゲーム感覚でやっているところもあるようでございました。そうであれば、広まることが予想されましたので、特に夏休みのお祭りなどをきっかけに暴力事件等が発生するのではないかと懸念されましたので、7月15日に石巻管内、つまり東松島市、女川町も含めてですが、生徒指導主事に集ってもらいまして、そこで会議を開きました。その際には、石巻警察署の生活安全課長外2名、計3名にも御出席をいただきました。そして今、中学生間で携帯をめぐる起こっている状況

等について、お互いが知り、情報交換をして、また生徒指導主事同士が速やかに連絡をとれるようにするというような体制をとりました。

また、警察署からの依頼によって、そのグリー自体に誹謗中傷のような、あるいは不審なメール等が書き込まれた際には、グリー自体のほうでその画面をパトロールして消すというような措置もやってくれるということの話も受けております。このことによってかどうか定かではないのですが、夏休み中に石巻市において生徒間の暴力事件が発生したということは、今のところは報告いただけていないので、効果があったのかなと思っております。ただ、この携帯電話のメールは、なかなか表に出ないところで、わからない部分が非常にありまして、これから生徒指導上の問題でいろいろ注意をしなければならないし、事件と事故等の未然防止に努めていかなければならないと考えておるところでございます。

私からは、以上報告させていただきます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して、御質問等ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ございませんでしょうか。

事故がなく、夏休みを児童生徒が終えたということ、何より喜ばしいことだなというふうに思いました。

石巻市教育ビジョン前期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

石巻市教育ビジョン前期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果について、教育総務課長のほうからお願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） それでは、石巻市教育ビジョン前期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果について説明いたします。

別冊の資料をごらん願います。

平成20年12月に策定しました石巻市教育ビジョン前期実施計画及び石巻市幼児教育振興プログラムに基づきまして、年度ごとに計画の進行状況を把握するとともに、計画の具現化に向けての必要な見直しを行うため、135の事務事業について平成21年度の実績調査を行いました。

別冊につきましては、調査結果につきまして事務事業ごとの活動指標及び成果指標を一覧表に取りまとめた資料でございます。

資料の内容について説明いたします。

教育ビジョンの施策体系ごとに事務事業を分類し、活動指標及び成果指標、それぞれ指標内容、目標、実績、達成率を記載しております。活動指標及び成果指標は、ハイフン表示となっているものにつきましては平成22年度以降に事業が開始するもの、また、指標設定が平成22年度以降としているものでございます。

評価の欄につきましては、活動指標及び成果指標の両方が目標を達成している場合は、事業には取り組んでいるものの活動指標及び成果指標のどちらかが目標を満たしていない場合は、取り組めなかった場合は×として分類しております。なお、活動指標及び成果指標の目標未達成である及び×の事務事業59件につきましては、未達成の理由及び今後の対応について、現在担当課あて照会しており、次回の教育委員会にその調査結果を報告したいと考えております。

以上で説明を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して、御質問ございますでしょうか。

ございませんか、何かありましたらどうぞ。

佐藤委員、どうぞ。

委員（佐藤公美君） この数字見させていただいたのですけれども、前回、先月配られた資料とちょっと数字が違うところがあるのですけれども、例えば47番の適応指導教室運営事業です。

委員長（阿部盛男君） 4ページですね。

委員（佐藤公美君） はい。成果目標のところ、通所児童生徒の再登校率、こちらは部分登校を含むで目標が80%のときに、こちらの資料だと部分登校を含むだと70%という数字が出ていまして、ちょっとこちらの実績の40%と合わなかったのです。それで、ちょっとそういうのが何件かありまして、こちらとの整合性を図っていただきたいと、どちらが合っているのか、ちょっとわからないものですから。

委員長（阿部盛男君） これ、21年度ですね。

委員（佐藤公美君） ええ、こちらで見ているのも、まだ21年しか結果は出ていないので、例えば、そこは10番になっていたのを見たのですけれども。

委員長（阿部盛男君） 教育総務課長。

教育総務課長（吉田祐二君） すみません。その辺、改めて数字のほう整合性とするように確認させていただきたいと思っております。申しわけございません。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(阿部盛男君) それでは、ここのところ確認ということでお願いいたします。

もう何カ所かそういったところがありだということで、ここでちょっとお聞きしておきますか、番号だけでも。それでは、お願いします。

委員(佐藤公美君) 27番の石巻の学びステップアップ事業の活動指標の実績の40というのが、こちら46かなと思ったのですけれども、こちらに合わせるとすると。

それから、22番の教職員コンピュータ整備事業の成果指標の指標内容のところは校内LANの構築された学校の割合ではなくて、これは学校数かなと思ったのですけれども。

以上、このようなところですよ。

教育総務課長(吉田祐二君) 一応先ほど御説明申し上げました未達成の理由等も、今現在照会かけておりますので、含めまして確認をしたいと思います。

委員長(阿部盛男君) よろしくお願いいたします。

そのほかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

石巻市立こども園(湊こども園)の設置について

委員長(阿部盛男君) それでは、次に移ります。

次、石巻市立こども園(湊こども園)の設置について、これも教育総務課長から報告お願いいたします。

教育総務課長(吉田祐二君) 石巻市立こども園(湊こども園)の設置について説明いたします。

表紙番号2の一般事務報告資料1ページから3ページをごらん願います。

こども園設置の背景でございますが、保護者や地域の多様化するニーズにこたえるため、平成18年に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行され、認定こども園制度が制度化されました。

本市におきましては、湊幼稚園及び湊保育所が平成18年12月より幼保一体化施設として運営してきておりますが、幼児教育及び保育を一元的に実施することにより、管理運営の効率化を図ることを目的として、平成23年4月から幼保連携型の認定こども園へ移行することとし、これまで準備を進めてまいりました。

こども園設置の目的につきましては、幼稚園及び保育所が相互に連携し、就学前の子どもに

対する教育、保育を一体的に実施するとともに、地域の子育て家庭を支援する施設をこども園として運営することにより、子どもが地域において健やかに成長する環境を充実させることとしております。

これまでの経過につきましては記載のとおりでございますが、昨年11月にPTA等の役員を対象としての説明会及び本年2月にPTA等全体を対象とした説明会を開催しており、保護者の皆様の理解を得ているところでございます。

市議会9月定例会に提案することとしております石巻市立こども園条例の主な内容につきましては、こども園の名称及び位置並びにこども園を構成する施設を規定するものであり、こども園の名称は、「石巻市立湊こども園」、こども園の位置は、現在地の石巻市湊町1丁目1番9号、こども園を構成する施設として、石巻市立湊幼稚園及び石巻市立湊保育所となります。幼稚園または保育所の事務に加え、こども園で行う子育て支援事業につきましては記載のとおりでございます。

事業の効果としましては、施設利用の選択肢の幅が広がることや、幼稚園と保育所が一体となって、合同保育や小学校就学前の教育が受けられるなど、子育て環境の整備が図られます。

市行財政の効果・負担といたしましては、こども園の移行に際し、職員や保育室等を効率的な運用により、新たに一時保育事業等を実施することができ、保育サービスの拡充が図られます。

県内でのこども園の設置状況につきましては、平成22年4月1日現在2件となっております。

今後の予定といたしましては、市議会第3回定例会に石巻市立こども園条例を提案いたします。提案につきましては、福祉部が行うこととしております。

11月に宮城県へ認定こども園の認定申請を行い、平成23年4月の開園を予定しております。

最後に、認定こども園の概要ですが、通常保育は1～3歳児を対象とし、児童福祉法に規定する保育を行います。合同保育は、4・5歳児を対象とし、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の共通カリキュラムによる合同保育を行います。預かり保育は、教育時間終了後から午後5時まで行います。子育て支援として一時保育事業、子育て相談等を行います。こども園につきましては福祉部子育て支援課が所管課となっておりますが、市及び教育委員会が相互に連携し、協力することとしております。

以上で説明を終わります。

委員長（阿部盛男君） 市立こども園条例の主な内容を御説明いただきましたが、ただいまの説明、報告に対して、御質問等ございましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

委員（津嶋ユウ君） では質問いたします。

2ページの主な内容のところの1、2、3、4と項目あるところで、地域の子どもというように各項目で出てくるんですけれども、この地域というのは湊というふうな限定のものなのでしょうか、石巻市全体に広げて考えていいものなのでしょうか、お願いします。

委員長（阿部盛男君） 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長（吉田祐二君） 対象はあくまでも地域に限定したものではありませんけれども、こういった子育てセンター的な部分は福祉部サイドもこの湊だけではなくて、ほかの地域にもある程度何カ所か設定している場所もございますので、主に活用されるのは湊地域の方になるのかなとは思っておりますが、どなたが御利用なさっても問題ございません。

委員長（阿部盛男君） そのほか、はい、どうぞ。

委員（津嶋ユウ君） それは、子育てセンター的な意図というか、一時保育事業子育て相談等は全体、広く市民だれでもとしても、通常保育、保育所として、幼稚園としての役割的なのは湊に限られるのでしょうか。そこも広げられるのですか。

委員長（阿部盛男君） 教育総務課長、どうぞ。

教育総務課長（吉田祐二君） これは、大体地域に限定されたものと考えてよろしいかと思えます。

委員（津嶋ユウ君） もう1点よろしいでしょうか。

委員長（阿部盛男君） はい、どうぞ。

委員（津嶋ユウ君） そうしますと、大変いい事業ですので、これをその地域、地域と、それぞれの地域に幼稚園、保育所あるのですけれども、もう1園、もう1園とふやしていけるような予定なのか、それとも一応試行的に1園だけなのか、まだ県内でもそんなにないということですので、その辺の今後のことについてはいかがなのでしょう。

委員長（阿部盛男君） 教育総務課長。

教育総務課長（吉田祐二君） 今回湊の幼稚園と保育所のほうは、18年から幼保一体化施設ということで運用してきた経緯もありまして、初めての事業取り組みになったわけですが、市内には湊幼稚園を含めまして5園ございます。その中で、今後この湊こども園を一応モデル事業として始めたものもございますので、今後はまだ確定しておりませんが、これをモデル事業として、よければ進めていきたいという考えではあります。

委員長（阿部盛男君） というと、他の地域においても条件が整えられれば、時期を見てこ

れに倣ったもの、準じたものを設置していくと。そして、子育て支援なり、あるいは就学前の幼児に対する教育・保育をしていくというふうにとらえてよろしいですね。

教育総務課長（吉田祐二君） 教育サイドとしますれば、就学前の子どもの教育を一体的に行うということの目的がございますので、御存じのとおり、幼稚園自体かなり園児数、就園率低くなっております。40%というか、多くても五十数%という状況ですので、その中で保育所に今通われている子どもと集団の中で一体的な教育が受けられればよいという考えでおりますので、お話のように条件を今後整備しながら進めていければなとは考えております。

委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか、この件について。

それでは、もう1点関連してお聞きします。

湊をモデル園として、いわば、この場合は石巻市立湊こども園というふうになるのですね。幼保連携型というか、連携しての教育・保育をする。そうした場合、あそこの場所において、それから他の地域でも出てきたとすれば、それぞれの認定こども園的なものに従事する幼稚園教諭、それから保育士ですが、この方々は子どもの保育だけやればいい、あるいは幼稚園の園児を対象とした教育だけやればいいということではなくて、一つの建物の中に入れていけば相互乗り入れ的に動く必要性が出てくると思うのです。その際、それから子育て支援、そのニーズにこたえていくためにも、職員の資質の向上がどうしても必要になってきます。幼稚園の先生方は大抵、今、幼稚園教諭の免許を取る人は保育士の免許状も取得しているのではないかなと思います。逆の場合です。保育所にいる場合、旧町の場合、保育所かなり多いです。必ずしもそうではなくて、保育士の免許状だけで勤務されている方もあると。そうした場合、将来的に見た場合、この一元化を推進していくに当たっては、どうしても幼稚園教諭、それから保育士ともに、両方の免許状というか、資格を併有することが必要になってくるのではないかなと。あわせて、子育て支援と難しい事柄の問題に対処するためにも、ここに勤務する方々のさらに上級免許の取得なり、あるいは研修の機会を多くしていただければ質の高い就学前の子どもたちの教育・保育がより適切に運用されるのではないかなというふうに思います。その辺のところも御配慮いただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） おっしゃるとおりでございます。

実際、この合同保育を行う場合には、両方の資格を持った職員が当たることになっております。現在も湊のほうには保育所の保育士の資格を持った幼稚園教諭、併任という形で現在従事してございます。実際、この幼児振興プログラムに基づきまして、認定こども園のほう進めてきているわけですけれども、それにつきまして、昨年も講演会等を河北のビッグバンで行って

おりますけれども、その認識とか、資質向上のための講演会なり、研修のほうさらに充実させていきたいと思います。

委員長（阿部盛男君） 関連なのですが、現在は幼稚園は御存じのとおり学校教育法の規定を受けますので、土曜日はないわけです。保育所は月曜から土曜日まであります。こうして一体化したもので運用していくとき、そこに勤務する職員は2つの相異なるものが出てくるわけです。保育士は月曜から金曜まで、幼稚園教諭は月から金曜日まで、そうしたとき、職員の間柄で、自分たちの勤務は土曜日まで、片一方は金曜日まで、それで終わりというふうなことになる、何かこう同じに子どもたちを見ていく上で支障がないものかなというふうに思うので、その辺のところどうでしょうか。現場の先生方の声、お聞きしているでしょうか。

教育総務課長（吉田祐二君） まだその辺は確認はしておりませんが、ただ、一応基本的には4歳、5歳児は合同保育という形をとりますけれども、基本的にはそれぞれ保育所、それから幼稚園という部分で形態はそのまま残ります。それで、新たに合同保育が今回やる部分と、それから子育て支援事業を新たにやるということで、この認定こども園では、基本的には保育所のほうは当然保育士が当たりますし、短時間利用児と言われる幼稚園のほうにつきましては、保育士の資格も持っている幼稚園教諭が当たることになりますので、基本的には勤務体系は別々な形でこれまでどおり行われるものと思っております。

委員長（阿部盛男君） それは、共通する部分の月曜から金曜までそれでいいですね。土曜日は保育所の保育士の方々は勤務するわけです。幼稚園の先生方は勤務がないわけです。そのそこが出てきて、何も問題が現場でないのかな、ちょっと仄聞すると、そういうふうになった場合、さまざまな問題がどこでもこう起きていると、仄聞するというのはいろいろな本や何かに書いてありました、そのところの調整が難しいのかなというふうに考えたのですが、その点いかがでしょうか。

教育総務課長（吉田祐二君） その辺は、ちょっと私自身も考えていませんでした。今後、園長先生のほうにでも、その実態を確認しながら進めていければなと思います。

（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

委員長（阿部盛男君） 事務局長。

事務局長（今野慶正君） まず1点、前の質問で幼稚園の先生、保育園の関係なのですが、現在石巻市では幼稚園あるいは保育所の職員の採用に当たっては、両方の資格を持った者ということで、ここ何年か採用をしてきておりますので、保育士ということで試験を受ける、あるいは幼稚園教諭で受ける者についても、募集要項においては幼稚園の資格あるいは保育士

の資格ということで募集しておりますので、最近の採用された職員については両方の資格を持っていると。ただ、採用条件が保育士あるいは幼稚園教諭ということで限定して採用しているものですから、お互いに例えば保育士が幼稚園に行く、幼稚園の先生が保育所に行くという場合については、その職員の了解を得た中での人事交流ということになりますけれども、今そういう現状であります。

あと、それから、この認定こども園なのですけれども、これは今、幼稚園は幼稚園の規則、保育所は保育所の規則ということで運営しておりますので、これが一つの運営要綱の中でやるというものではまだありません。最近、国の成長戦略会議においても、待機児童の解消をするために、この認定こども園という形で、今は御存じのように、厚労省と文科省両方の枠にあるものなのですけれども、これを国としても、やはり施策として一本の形にして運営したいというようなことで今現在進めていますので、今度は一本にした形で省庁を一括にしたような格好で運営をするのかなと。今は施設を利用した中でしているということで、例えば幼稚園であれば、先ほどのお話、月曜日から金曜日まで、それから保育所であれば月曜日から金曜日まで、あと、それから土曜日については例えば正午までとかというような時間の割り振りはなっていますけれども、従来そのままの形で運営されているというのが現状でございます。

委員長（阿部盛男君） はい、わかりました。具体的な実施に当たって、いろいろ解決しなくてはならないこともあるかもしれません。

幼稚園とかなんとかではなくて、市教委として先進地の認定こども園、先ほど県内2件といいますが、私立も含めて2件ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（阿部盛男君） そういったところを視察するというか、そういうふうなことはなされておられるでしょうか。

教育総務課長（吉田祐二君） 湊幼稚園で、実際ここに記載されております川崎こども園ですとか現場のほうに多分2回ほどお邪魔しているのかなと思いますが、いろいろ参考にさせていただいているようでございます。

委員長（阿部盛男君） そうですか、はい、わかりました。

その他ございませんでしょうか、関連で。

（発言する者なし）

平成22年度教育費に係る9月補正予算要求について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

平成22年度教育費に係る9月補正予算要求について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長（吉田祐二君） それでは、平成22年度教育費に係る9月補正予算の要求について報告いたします。

表紙番号2の4ページをごらん願います。

本報告につきましては、平成22年石巻市議会第3回定例会へ上程を行うため、現在事務局で編成作業を行っている教育費関連の予算要求案を報告するものであります。

要求の概要は、平成21年度に閉校いたしました牡鹿地区の寄磯中学校の校舎などの解体費用を要求するもの。

次に、平成23年2月に開催されます合併5周年記念「第九で手をつなごう」公演の開催に際し、公演実行委員会への補助金交付のための経費を要求するもの。

次に、日本製紙石巻の都市対抗野球大会出場に伴い、東北電力株式会社石巻営業所より応援看板製作・設置費用相当額の寄附の申し出があったため、財源充当を行うもの。

次に、本市が平成21年3月から管理団体に指定され、管理・運営を行っております国指定名勝齋藤氏庭園を公有化するための土地、建物、庭木等の購入費用のほか、公有化に対しての国・県からの補助金を要求するものであります。なお、要求内容及び要求費につきましては現時点での内容であり、今後の編成作業の過程で変更となる可能性がありますので、御了承願います。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して、御質問ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

外国語指導助手（ALT）の採用・配置状況について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

外国語指導助手（ALT）の採用・配置状況について、学校教育課長からお願いします。

学校教育課長（山田元郎君） それでは、資料表紙2の5ページから7ページまでをごらん願います。

平成22年8月以降の外国語指導助手（ALT）の採用と配置について報告いたします。

ALTの配置につきましては、これまでジェットプログラムを活用して行ってまいりました

が、僻地に配置される A L T が短期間で帰国するという問題等が見られることから、今年度 2 名の A L T の帰国に伴い、国内の民間事業者への委託に切りかえを行うことといたしました。

5 ページ、6 ページに記載の 10 名の A L T のうち、6 ページに記載のデビン・ウェイダーとジェイコブ・ディレクターが新たに採用する民間事業者、インタラックという会社になりますけれども、委託分で、牡鹿と雄勝に配置いたします。2 名の配置に伴い、これまで雄勝に配置していたコルベット・スティーブン・パトリックを本庁に配置転換しております。

2 学期以降の各 A L T の配置担当校につきましては、資料 7 ページに記載のとおりでございます。

以上、御報告申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの A L T の関する配置計画等に対する質問等ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ございませんでしょうか。

一般的に A L T の勤務状況というか、勤務態度というか、いかがなものでしょうか。何も問題なく過ごしてきておりますでしょうか。

学校教育課長（山田元郎君） 先ほど、僻地に配置されて短期間で帰国するという問題というところをお話しましたが、平成 22 年度は牡鹿の A L T が、A L T は普通 3 年というふうなのが一つの目安で来ているのですが、1 年で戻っております。それから、平成 21 年は、実は 3 名が 1 年で戻っています。それも、北上とか雄勝とか、やはり僻地のほうでございます。それで、一番短かったのは平成 18 年の雄勝に配置された A L T は、7 月に配置され、3 月に帰ってしまいました。そうすると、残った期間、学校のほうでは大変なことになっているという実態等もございます。ただ、これは帰国した A L T はそうですが、それ以外の A L T の方は、今回もお帰りになった方がいるのですけれども、本当に子どもたちに好かれ、そして先生方と協力して本当に子どもたちの外国語指導、小学生についてはやはり英語に親しむという点、それから中学校、高校においては、やはりそのすばらしい発音を生かした A L T ならではの指導をいただいているというふうに担当のほうから話を聞いております。

以上です。

委員長（阿部盛男君） 18 年の雄勝町につきましては、カルチャーショック、逆カルチャーですね、というふうな理由だということでしたが、その他も似たり寄ったりの理由ですか。

学校教育課長（山田元郎君） 多分、この本庁に配置された A L T は、ほとんど 2 年、3 年

きちんと来ておるといふ状況かなりあるといふことを聞いておりますので、やはり僻地のほうは、東京からあそこに赴任してびっくりした教員もおるようですけれども、やはり外国人のALTの方にとっても、ひとつカルチャーショックを受けていることがあるものかもしれません。

委員長（阿部盛男君）　そうですか。はい、わかりました。

その他ございませんでしょうか。

教育長、どうぞ。

教育長（綿引雄一君）　ALTに関連して発言させていただきます。

この8月で帰った、カイラという女性のALTがおられました。私がけやき教室にいるときに、月1回おいでいただいて、子どもたちに指導していただきましたが、彼女は自分で自費で教材をつくって、あるいはあめ玉とかお菓子とか、そういうものを持ってきて、子どもたちにただ食べさせるという意味ではありません。それを教材として使って指導するというようなことで、大変本当によく教材研究して、けやき教室などにも来てくれるのだなということに感心しました。こういう方に指導を受けている子どもたちは幸せだろうなと私は感じておったところです。大体こういうALTが多いのかなというようには思っております。ただ、残念ながら、今ほど学校教育課長が話しましたように、地域性によるカルチャーショックといいますが、それがあつのかなと思います。そういうことも含めて、ノンジェットというふうな形で今回こう進んできたと思うのですが、つきましては、この新しく来た人の居住地はまだ入っていませんけれども、決まったのですか。ちょっとこここのところをお聞きしたいと思います。

委員長（阿部盛男君）　学校教育課長、どうぞ。

学校教育課長（山田元郎君）　雄勝のほうと牡鹿のほうですが、両地域とも一般的なアパートがございません。本来であれば、このようにインタラックと契約すると、アパートもインタラックで見つけることになっているのですけれども、特になつというところから、俗に言う教職員のアパートですけれども、そちらのほうの空いているところを、インタラックへ貸すという形で進めているところでございます。ですから、今まで住んでいた雄勝、牡鹿の教員宿舎に入るということになります。

委員長（阿部盛男君）　はい、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

学校給食費請求事件に係る訴えの提起及び和解について

委員長（阿部盛男君）　それでは、次にまいります。

学校給食費請求事件に係る訴えの提起及び和解について、学校管理課長からお願いいたします。

学校管理課長（菅原正好君）では、学校給食費請求事件に係る訴えの提起及び和解について御報告申し上げます。

表紙番号2の8ページ及び9ページをごらん願います。

本件は、学校給食費の保護者負担における公平性と公正性の確保のため、再三の督促と納付指導に応じない滞納者2名に対し、平成22年5月14日に石巻簡易裁判所へ学校給食費の支払い督促の申し立てを行いました案件についての経過報告でございます。

本日の議事項目と資料の件名の表示が異なっておりますことにつきましては、御了承いただきたいと思っております。

これまで御報告いたしました以降の日程経過につきましては、資料8ページののとおりでございますが、債務者A氏の対応につきましては、市からの請求に対しての異議申し立てとして、毎月5,000円ずつ分割納付でという本人からの申し出がありまして、市もこれも同意することといたしまして、口頭弁論等の手続を経て、本年8月5日に和解にかわる決定が確定されましたので、今後9ページの日程のとおり、議会への報告を予定しております。なお、今月12日に第1回目の入金がなされておりますことをあわせて御報告いたします。

また、債務者B氏につきましては、仮執行宣言の申し立て手続を進めておりましたところ、7月5日に毎月1万円ずつ分割納付することについて債権者と話し合いを希望するという旨の申し出が裁判所に提出されました。民事訴訟法の規定によりまして、未納全額の支払い督促に対して分割払いの申し出は異議の申し立てに該当し、異議の申し立てがあった場合は、さかのぼって訴えの提起を行ったとみなされますことから、地方自治法の規定にのっとり、議会の承認を得てA氏と同様の訴訟手続を進めてまいりる予定としております。

以上、御報告申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対しまして、御質問ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

石巻市総合体育館の指定管理者制度導入について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

石巻市総合体育館の指定管理者制度導入について、体育振興課長のほうから御報告お願いい

たします。

参事兼体育振興課長（佐藤 久君） それでは、石巻市総合体育館の指定管理者制度導入について御報告申し上げます。

表紙番号2の10ページから11ページをごらんください。

石巻市総合体育館は昭和57年に設置し、その後の市町村合併により拡大した本市のインドアスポーツの拠点施設として、これまで市の直営により管理運営を行ってきました。

設置目的を考慮しつつ、住民サービスの向上及び経費削減を進めるため、本市行財政改革プランにおいて指定管理者制度導入施設に位置づけされております。このことから、より効率的かつ効果的な管理運営を行うとともに、市の管理経費の削減を図るため、指定管理者制度を導入するものでございます。

また、指定管理者制度の導入の時期及び期間については平成23年4月1日から、期間は平成28年3月31日までの5年間を予定しております。

指定管理者候補の選定方法については非公募で、候補先は特定非営利活動法人石巻市体育協会を予定しております。非公募とする理由としては、石巻市体育協会は日本体育協会及び宮城県体育協会の傘下団体であり、国県の主要大会の実働的役割も任されており、国体及び東北総体、インターハイ等の大会運営に従事するなど、過去にも多くの実績があります。当協会は総勢2万人の会員で組織されており、市との協働運営が可能であり、市民総参加の運営体制が確保できます。

以上のような実績や今後のサービスの展開を勘案し、指定管理者として選定するものであります。

なお、今後、総合型地域スポーツクラブ創設により、施設管理運営と合わせたソフト事業の拡大や提供及び施設の有効活用が期待できます。また、直営から移行することにより、事務量の軽減と経費の削減が図られます。

今後の予定としましては、9月の市議会第3回定例会で石巻市総合体育館条例の改正、12月の市議会第4回定例会で指定管理者の指定、債務負担行為の設定を予定しております。

以上で御報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して、御質疑ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

第1回石巻ふれあいマラソン大会の開催について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

第1回石巻ふれあいマラソン大会の開催について、体育振興課長からお願いいたします。

参事兼体育振興課長（佐藤 久君） それでは、第1回石巻ふれあいマラソン大会の開催について御報告申し上げます。

表紙番号2の12ページから14ページをごらん願います。

石巻シーサイドマラソン大会は、昭和62年の第1回大会から昨年の第23回大会まで石巻小学校を会場に開催してきましたが、会場の狭隘に加え、コース場も角地、交差点が多く、道路幅が狭いため、ランナー同士や観客との接触事故が発生している状況であります。また、参加者からはウォーミングアップの場所がないこと、前日の試走ができないなどの苦情が寄せられており、駐車場不足や市街地の交通規制等の問題も深刻化し、参加者への対応が限界にきている現状であったことから、実行委員会、石巻陸上競技協会、石巻警察署等と協議を重ねた結果、参加者の利便性及び安全性を最優先させるために会場を石巻市総合運動公園に移行して開催することとし、会場の移行とあわせて大会名称についても検討した結果、ランナーと市民の交流を図るため、「石巻ふれあいマラソン大会」に決定したものでございます。

なお、石巻シーサイドマラソン大会として、中心市街地で開催してきた経緯がありますことから、会場の変更について各商店街及び町内会を訪問して聞き取り調査を実施したところ、近年は商店街としても協力的なところもなくなったし、自分たちの売上げがないことから、当日は閉店している。寂しい思いもするが、実情からしてやむを得ないなどの意見をいただき、会場の変更に対する反対意見等は特になかったものでございます。

なお、ことしの開催日は平成22年11月28日で、種目については昨年の大会と同様の25種目とし、コースについては別紙資料の大会コースのとおりで、石巻市総合運動公園をスタート、ゴールに、2キロ、3キロ、5キロについては石巻専修大周辺の折り返しコース、10キロは稲井大瓜方面の折り返しコースになります。

なお、今後の予定としましては、将来的には市民ランナーに人気の高いハーフマラソンコースの新設について検討を行うことにしております。

以上で御報告終わります。

委員長（阿部盛男君） 何か御質問等ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、以上で一般事務報告を終了いたします。

石巻市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

委員長（阿部盛男君） 次に、審議事項に入ります。

第36号議案 石巻市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） それでは、ただいま上程されました第36号議案 石巻市児童生徒就学援助費要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

表紙番号1の1ページ、あわせて表紙番号3の要綱新旧対照表1ページをごらん願います。

今回の改正理由は、就学援助事務におきまして、これまで区域外児童生徒に対しても就学援助費を支給しておりますことから、現状の事務処理との整合を図るため、石巻市児童生徒就学援助費要綱の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、第2条第1項において、児童生徒の用語の定義に区域外就学者の規定を加えるものでございます。

次に、第3条に新たに第2項を追加し、区域外就学の児童生徒についての支給基準を規定するものでございます。

次に、第11条第1項において、就学援助費を支給する場合において、給食費に加えて他の支給費目についても未納があった場合は、学校長を通じて現金支給することができるようにするものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、平成22年8月26日から施行し、改正後の規定につきまして平成22年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑等ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） 教育総務課長、1つお聞きします。

用語の定義のところですか。3の1ページのところですが、区域外就学者とここで言っているのは、これは具体的に言うとどういうふうなことを指すのでしょうか。

教育総務課長（吉田祐二君） これは、例えば石巻市の児童生徒が東松島市等市外に通学し

ている児童生徒のことを指しております。

委員長（阿部盛男君） 区域外というのは何らかの理由で、他の市町村の学校に就学しているということですね。

教育総務課長（吉田祐二君） あと、通常は石巻市内で例えば本来石巻小学校に通学する者が住吉小学校に行っているとかいうのは、学区外通学という形でなっております。

委員長（阿部盛男君） 区域外通学者というのは実際いるのですか。

教育総務課長（吉田祐二君） 数名でございますけれども、例えば他の市町村から石巻市にいらっしゃる生徒もございましたら、同じように石巻市から例えば東松島でありますとか、あとは仙台市のほうにいらっしゃるとか、そういった方も何名かおいでになります。

委員長（阿部盛男君） そうですか、わかりました。

そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第36号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、異議がございませんので、第36号議案は原案のとおり可決いたします。

その他

委員長（阿部盛男君） それでは、その他に入ります。

初めに委員方からどうぞ、ございましたら、何か。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ございませんでしょうか。

それでは、各課長、局長方からございましたらどうぞ。

生涯学習課長どうぞ。

生涯学習課長兼石巻中央公民館長（高橋忠之君） 私のほうから、以前に御質問ありましたけれども、放送大学の利用状況についてお知らせします。

放送大学石巻視聴学習室が4月にオープンいたしました。その後の利用についてお知らせします。

4月から7月まで95名の利用がございました。この利用数でございますが、多いか少ないか

は単純に比較はできませんが、県内では石巻のほかに気仙沼、それから角田の3カ所がございます。それで、気仙沼ですけれども、これにつきましては同じ時期で103、それから角田が同じく103という利用実績になっております。この2カ所でございますが、ともに図書館内に併設となっております、気仙沼については平日は20時まで利用可能と、そして角田は平日は18時までということで、当方と比べますと、当方は17時でございますので、その辺若干時間関係で、利用の関係幾らかあるのかなというふうな感じがします。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） どうもありがとうございました。

そのほか課長方ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ございませんでしょうか。

それでは、次回の定例会の日程について事務局からお願いします。

書記（大崎正吾君） 次回9月の定例会につきましては、9月30日木曜日午後1時30分から、この場所で開催する予定です。よろしく願いいたします。

委員長（阿部盛男君） それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたしました。御苦労さまでした。ありがとうございます。

午後 2時30分閉会

教育委員長 阿 部 盛 男
署名委員 佐 藤 公 美